

魚津市告示第37号

魚津市産後ヘルパー派遣事業実施要綱の一部改正について
魚津市産後ヘルパー派遣事業実施要綱（令和2年魚津市告示第109号）の
一部を次のように改正する。

令和5年3月29日

魚津市長 村椿 晃

第15条に次のただし書を加える。

ただし、利用者負担額は、初回に限り無料とする。
様式第3号を次のように改める。

魚津市産後ヘルパー派遣事業(実施・変更)決定通知書		第 号
		年 月 日
様		
魚津市長		印
<p>産後ヘルパー派遣事業を次のとおり(実施・変更)することを決定しましたので通知します。 決定した内容について変更がある場合は、変更申請書を提出してください。</p>		
事業者名		
期 間	出産日から6月以内とする。	
費用負担	1回(2時間以内)につき、 円 ※初回に限り無料。	
備 考		

(注) 次のいずれかに該当するときは、派遣を取り消すことがあります。

- (1) 魚津市産後ヘルパー派遣事業実施要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段で派遣の決定を受けたとき。
- (3) ヘルパーに対して非行があったとき。
- (4) その他魚津市長が派遣を不相当と認めたとき。

様式第 5 号を次のように改める。

魚津市産後ヘルパー派遣事業

1・2・3・4・5・6・7・8・9・10 回目

ヘルパー利用券

魚津市長

印

1 利用者情報

利用者氏名

住 所

利用事業者

子の出生日

子の出生日の6月後

利用者負担額

1回につき

円

※初回に限り無料。

2 利用者確認欄(利用者の方がご記入ください。)

本日、産後ヘルパー派遣のサービスを利用しました。

日 付

氏 名

ヘルパー報告欄(業務完了後、ヘルパーの方がご記入ください。)

■提供したサービス

家事	
ア 調理	
イ 衣類の洗濯、補修	
ウ 居室等の掃除、整理整頓	
エ 生活必需品の買物	
オ その他()	
育児援助	
ア 授乳の手伝い	
イ オムツ交換の手伝い	
ウ 沐浴の手伝い	
エ 乳幼児及び小学校に就学中の児童の世話	
オ その他()	

■自由記述欄

--

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。